



不開港場外國船入津密商等之付御布令案外務省ヨリ
相廻ノ入以流中ノ依而因省官報据取調在付中
不開港場外國船入津密商等之付御布令案外務省ヨリ

民部
大隈大輔
伊藤大輔
加賀大正
山口大正
中村大正
玉乃大正
坂本大正
郷大正
岡中少正



414
A 673

監督正
監督少正

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

1076



抄のり、是後、各官、其、早、之、助、出、其、後、海、
才、後、及、四、等、也、

十月

民部省

外務省

中

民部省

外務省

不、開、港、場、之、外、國、船、隻、被、客、商、之、船、運、送、可、以、舟、
外、紙、之、通、布、令、之、以、中、之、度、後、大、政、官、之、新、白、可、
後、与、極、之、各、國、以、使、之、合、城、之、極、力、之、成、子、之、急、之、報、
之、之、極、力、也、

己未三月三日

解官 申

事務者

外國船の開港場は神戸と長崎と向島と三浦と
の各埠頭を以て設け、民船の省令を以て統制すべし
と云ふ事あり

己酉二月

少布令案

外國貿易之後は神奈川港を初め大坂兵庫長崎新潟
若狭と六ヶ所を以て取開せしむるに諸商賣も右場所を以て
取引可成るに不開港場ありて密商ありしを以て之を
以て外に事ありしを以て先達を以て布令を以て之を以て
之も巨細を揚載し以て之を以て後序向ありて之を以て
之も以て津浦と邊鄙と場所とを以て之を以て取斗方と
之も以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
不親切と取扱ありしを以て之を以て之を以て之を以て

今般猶又廉別紙之通必得方云 仰出に依るるに府藩
縣ありて既締りたり在る其土民に外國人を引入るに内容
賣買の事一に之を以て人々其事不仕遂に在る人其支配
多る者中にて急度以答云 仰付に依るるに其地
管領との同之に事一在るに又い必得あり見通しに後
相知し其を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
取締り之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

十二月

大政官

追言別紙条目之類を外務省に措き之を以て之を以て之を以て
向て何れなるも同省に之を以て之を以て之を以て之を以て

条目

- 一 河まゝ演多又と港浦ありて西洋形に船入津に
時刻を移すとと並に湊役人 役人不在令楊西村長
に商ひて之を以て之を以て 其船
を組入津に之を以て之を以て之を以て之を以て
- 但言語不通なる十分種を以て之を以て之を以て之を以て
其の外國形を故に之を以て之を以て之を以て之を以て
以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
- 一 尋問に上薪水食料盡きしを以て之を以て之を以て之を以て

之後より其土地より横濱兵庫長崎新潟米穀と
 三里数を勘弁し而し格別遠路より運送し右にあり
 とも前より米港揚子河より運送し而し一渡方
 鄂中或いは南港場七千里又一百里を遠き場所
 といふ余余より舟運土地之能く船在上右の諸地を
 斗り船中人数あるを文渡し一代に運送あり
 但し其高不敷い勿論船を陸泊日数制限を要細く
 在出中あり

一 其船之國名船名船主之名書付る事あり(此は之なり)

但船名を多く船之體格之字之楷書を被り
 その舟右字様寫りて其處あり

一 船引上りて國旗並船主之旗を認る目下之書成
 そのいし離形号及名出り

一 欠乏する所を後に出帆運送し而し船主より出帆
 少額償還せしむ

一 御免許の上海岸測量ならぬ船をよせしむは其
 世話あり一岩石陸地測量は船主より出帆し
 以免許之船に在りて其状を其書付る事あり也

孫盛高致一... 引るは日中... 後日... 但各國... 場... 者... 一

一 日中... 買求... 西洋... 商船... 一

商賣... 日中... 按察... 其... 但由... 一

一 外國... 貨物... 一

徒村民之欺也即免許之其年其苦其年一交和と
中唱(山子)切名許中(山子)其年

但地方鐵道其年(山子)外國船其年(山子)
港場(山子)少免許(山子)助(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)

一 漢之被海(山子)沖(山子)其年(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)

一 不并(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)

○ 難船救世之事

一 難船(山子)困(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)

但(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)
其年(山子)其年(山子)其年(山子)其年(山子)

一 船隻の修理に多額の費用を要する

一 船隻の修理に多額を要する。船隻の修理に他人事の修繕に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。

一 船隻の修理に多額を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。

一 船隻の修理に多額を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。

引渡に多額を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。

一 船隻の修理に多額を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。

一 船隻の修理に多額を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。

一 船隻の修理に多額を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。船隻の修理に費用を要する。

船隻引拂^{カス}と云ふ事新澤又ハ鉄兵砲銃出^{カス}と云
沈没^{カス}と云ふ事新澤又ハ鉄兵砲銃出^{カス}と云
向後^{カス}と云ふ事新澤又ハ鉄兵砲銃出^{カス}と云
カス

一 新澤^{カス}と云ふ事新澤又ハ鉄兵砲銃出^{カス}と云
カス

後^{カス}と云ふ事新澤又ハ鉄兵砲銃出^{カス}と云
カス

一 國籍^{カス}と云ふ事新澤又ハ鉄兵砲銃出^{カス}と云
カス

本館の事

一 本館の目録は向出の事は在りて本館の事
近き事本館の事又其の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事

本館の事

即國內の開港場はわが國人の密に
外國の使に命令せしむる事
本館の事本館の事本館の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事
本館の事本館の事本館の事本館の事

本館の事

本館の事

民部省

以國部内之并港場於外國人之經營商禁制海軍
家試甲之書心之其意必以英佛兩國之四ノ
公使より之通了之其意必以英佛兩國之四ノ
事方より中之其意必以英佛兩國之四ノ
向兼心之其意必以英佛兩國之四ノ
之其意必以英佛兩國之四ノ
筋子より其意必以英佛兩國之四ノ
民部省より其意必以英佛兩國之四ノ
之其意必以英佛兩國之四ノ

通商口岸之商務
商務之盛衰與
商務之盛衰與
商務之盛衰與
商務之盛衰與
商務之盛衰與
商務之盛衰與
商務之盛衰與
商務之盛衰與
商務之盛衰與

十月七日

大輔
卿

各國之使臣

一千八百九十九年十一月三十日橫濱

日本合眾國公使館

東京

外務部

澤田三任清原宣嘉

寺島高長四位藤原宗則

閣下

天皇陛下政府之開港場於外國船隻不許

賣買と為す事と云々且條約面を犯す人
及び船主其助に訴詰するに決定するを報告
する年月十日付の下の書に於ては
天皇陛下政府の決議を國人に布告す
在りしに因りて其職を中絶す
揚載する米利堅條約書中
に其米國政府
より海陸軍の協同して
政府の取揚に於て
箇條を施す

天皇陛下政府の信用に於ては
各臣民の偏見なく
見ゆれば其係り
裁断するに御
閣下訴訟の事
國人の見解
外に
如

新島

七年合

ミニストルシテント

チマルスイ、テロク

英ハ我十月廿日
佛ハ我十月廿日
米ハ我十月廿日
中ハ我十月廿日

附ハ我十月廿日

我ハ我十月廿日
佛ハ我十月廿日
米ハ我十月廿日
中ハ我十月廿日
附ハ我十月廿日
我ハ我十月廿日
佛ハ我十月廿日
米ハ我十月廿日
中ハ我十月廿日
附ハ我十月廿日

自...
...
...
...
...

大輔
卿
御
...

英
佛
...

